平成２４年（フ）第１６４２号
大阪府八尾市八尾木５丁目126番地の３
債務者　亀仙人こと　後藤　英夫
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　理俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６５号
大阪市北区国分寺１丁目２番32―902号
債務者　**鄭**　　承珉
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中辻　史記
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２号
和歌山市湊通丁北４丁目23番地　通丁ハイツ１Ｆ102号
債務者　硲　修一郎
１　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上岡　美穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
北海道紋別市落石町１丁目17番４―303号
債務者　加口　和子
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　脇島　　正
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８４号
大阪府高槻市寿町３丁目５番13号
債務者　室田　栄一
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２１号
愛知県岡崎市元能見町58番地　セレノ・カピタル102、前住所愛知県岡崎市細川町字徳林69番地45
債務者　黒野　葉月（旧姓奥村）
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
埼玉県春日部市南４丁目14番８号
債務者　櫻井しのぶ
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
埼玉県熊谷市原島119番地　201号室、住民票上の住所埼玉県行田市大字小針204番地
債務者　門井　　齊
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５号
岡山県倉敷市中島1169番地16
債務者　小野　賢次
１　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
栃木県足利市山下町2480番地４　ドーム21山下第一106
債務者　古内ふみ子（旧姓川島）
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２６号
栃木県佐野市堀米町3818番地３　サン・コーポラス菊川２―206
債務者　戸恒　利恵
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２８号
栃木県足利市山下町2485番地18
債務者　阿部吉三郎
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３２号
栃木県足利市上渋垂町923番地２
債務者　牧島　　浩
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２２号
栃木県足利市奥戸町500番地１
債務者　藤木　美夏
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３３号
栃木県佐野市堀米町3940番地１
債務者　臼居　徳市
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３０９号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート11棟312号
債務者　河村ユイ子
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３３号
東京都町田市相原町890番地４
債務者　中島　美江
１　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部